

台湾の法曹養成

～法務部司法官訓練所に於ける教育について～

中 網 栄美子

- I はじめに
- II 司法官と弁護士の研修システム
- III 司法官訓練所の機構及び施設
- IV 教育理念とカリキュラム
- V 国際交流
- VI おわりに

I はじめに

台湾は日清戦争（1894－1895年）より第2次世界大戦終結までの半世紀にわたり日本の植民地支配下にあり、この間の経験から、日本の法や法制度の影響を強く受けることとなった。しかし、両者の歴史的な密接にもかかわらず、台湾の近・現代法制史や日台間の比較法についての研究は近年になってようやく注目されるようになってきたといえる。台湾側の学術的試みとしては、王泰升（Wang Tai sheng）教授¹が国立台湾大学において「台湾法律史」や「台湾日治時期法律概論」を授業していることが注目され、台湾の法曹養成における日本の影響を考える上でも重要な内容を含んでいる。また、台湾の法曹養成について日本で系統的に紹介されたものとしては、鈴木賢教授²の「台湾の法曹養成」³が挙げられ、台湾に於ける司法制度の概要、司法官（裁判官及び検察官）と弁護士の制度や修習、

司法制度改革の流れなど、明快に論述されている。本稿は、これらの先行研究を踏まえつつ、台湾における法曹養成として、法務部司法官訓練所に於ける教育の現状についてレポートする。本レポートの執筆にあたっては、同訓練所の林輝煌（Lin Hueihuang）⁴ 所長の協力をいただいた。

II 司法官と弁護士の研修システム

司法官訓練所⁵は英語で Judges & Prosecutors Training Institute (JPTI) と称される通り、裁判官と検察官を養成する行政院法務部（日本の法務省に相当）管轄下の機関である。日本と異なり、司法官試験と弁護士試験は分かれており、研修もまた大きく異なっている。司法官の養成が司法官訓練所で行われるのに対し、弁護士の養成は司法官訓練所が中華民国弁護士連合会（日本の日弁連に相当）に委託するという形で行われ、台北弁護士会の会館が研修会場となる。司法官と弁護士の研修システムにつきその違いを下記に略述する。

1 国立台湾大学専任教授。同教授は米国ワシントン大学で博士号取得。博士論文は『Legal reform in Taiwan under Japanese colonial rule (1894-1945)』（1992）で、これをもとに台湾で出版したものが『台湾日治時期的法律改革』（1999）（注：中国語）である。

2 北海道大学法学部教授。比較法担当。

3 広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（2003）所収「VII 台湾の法曹制度」。

4 法務部司法官訓練所所長。同所長は米国デューク大学で博士号取得。

5 司法官訓練所全般については <http://www.tpi.moj.gov.tw/mp.asp?mp=092> 参照。

| | 司法官の研修システム | 弁護士の研修システム |
|--------|------------|-----------------------|
| 研修機関 | 法務部司法官訓練所 | 中華民國弁護士連合会 |
| 研修期間 | 2 年 | 6 ヶ 月 |
| 研修中の待遇 | 公務員 | 最初の1ヶ月（基礎訓練中）、昼食代のみ支給 |

従来の修習では、研修期間及び待遇からわかる通り、国が重点を置いていたのは裁判官及び検察官の養成であり、弁護士についてはそれほど熱心ではなかったといえる。後者について、研修期間の内訳は1ヶ月が台北弁護士会館での基礎研修、残り6ヶ月が特定の法律事務所での実務訓練となっている。基礎研修は司法官訓練所の「委託」を受けるという形式をとっており、そのカリキュラムについては法務部の影響下にあるといえる。しかしながら、試験委員や筆記試験の形式がほぼ同じであるにもかかわらず司法官試験と弁護士試験が別々に行われていること、両研修システムの差が大きいため、将来的に日本のような統一修習をめざす方向で議論されている。

なお、裁判官研修については、日本では修習と同様に司法研修所で行われるのと異なり、台湾では司法院司法官研修所によって行われている。台湾の国家機構は行政院、立法院、司法院、考試院、監察院の5院に分かれており、司法官訓練所が行政院法務部の管轄下にあるのに対し、司法官研修所は司法院、すなわち、裁判所の管轄下にある。法曹一元化が今日まで実現にいたらないのは、司法官と弁護士の研修システムをいかに統合させるかをめぐり、司法院と行政院法務部との間で意見がまとまらないためであるといわれている。

Ⅲ 司法官訓練所の機構及び施設

司法官の訓練機関につき、その創設は1914年の中華民國（北京政府）司法部下に設立された司法講習所に遡るとされる。現訓練所の

直接の前身は1955年、司法行政部下に設立され、司法の独立という観点から行政機構が改められ、1980年以降法務部下に置かれるようになった。林輝煌・現所長は初代（1955年から）より数えて12代目にあたる。司法官訓練所の役割及び組織については1989年12月22日に公布施行された「司法人員人事條例」第27条中に明記されている。司法官訓練所所長は法務部部長（日本では法務大臣に相当）の下に置かれ、諮問機関として司法官訓練委員会が設けられている。同委員会は最高法院（日本の最高裁に相当）の院長を議長、最高法院檢察署（日本の最高検に相当）の檢察総長を副議長とし、これに司法院、考試院、監察院からの委員各3名を加えて構成されている。司法訓練所内の事務機構としては、所長以下、秘書（事務長に相当）、会計、人事管理、総務、訓導（修習生のガイダンスなど）、教務の各スタッフが配されている。

同訓練所は1983年6月に施設拡充のため現在ある台北市内辛亥路に移転された。建物は教學樓（教育棟）、行政樓（事務棟）、宿舍樓の3棟が一体となっている。教育棟には大・中規模の教室があるほか、少人数用のセミナー室、法廷教室、コンピュータ・ラボ、図書室が設けられている。その他施設として、食堂、休憩室、トレーニング用のジムが設けられ、修習生の生活をサポートしている。また、修習のストレスを解消するために、同施設内にある多目的ホールでは、映画の上映やカラオケなどのイベントなどが行えるよう配慮されている。特筆すべきは、図書室であり、規模としてはそれほど大きくない施設ながら、台湾国内や中国本土で出版された雑誌文献はもちろん、英語、中国語、ドイツ語で出版された雑誌文献についても主要なものが収集されている。日台間の学術的交流としては、同図書室に日本統治時代の判決原本⁶が保存され

6 同資料については「旧台湾総督府法院司法文書の保存と利用」（王泰升著、松平徳仁訳『明治前期の法と裁判』所収、2003年）に詳しい。

ていることが注目される。現在、早稲田大学東アジア法研究所（所長 浅古弘教授）が国立台湾大学法律学院（法学部）等と協力して、判決原本のデータベースや目録作りに取り組んでいる。

IV 教育理念とカリキュラム

教育理念に「攸關民眾權益、社會秩序與國家安全。因此，培育一位具有司法專業、高尚品德及宏觀視野之司法官」と掲げられる。これは英訳パンフレットでは、「1. To cultivate a core understanding of the constitution and what it embodies, such as democracy, freedom, rule of law and human rights, upon judicial officers. 2. To develop a sense of mission, responsibility and ethics in judicial officers. 3. To foster a professional understanding, a strong background in the humanities, the ability to consider a broad range of factors, and an international perspective among judicial officers」と訳されている。司法官としての高度な専門能力、高潔な人柄、幅広い視野の涵養が謳われている。

教育課程は、①基礎講習課程、②法律実務課程、③法律理論課程、④補助課程、⑤一般課程の5課程に分かれている。①はその後の4課程の導入となるもので、司法官と基本を学ぶとともに、その後に続く各行政機関での実習準備に当てられる。②は民事裁判、刑事裁判、検察の3部門について実務を学ぶもので、同訓練所の性質上、弁護実務は含まれていない。③では、民刑の理論教育がなされるが、そのみならず、法学の方法論や、法哲学など基礎法をも含み、かつ、消費者法、環

境法、少年法など、いわゆる展開・先端科目をも包括している。④は、社会の変化に応じて、司法と関わりのある分野の知識拡充を目指す目的から、補助科目として、DNA鑑定、武器弾薬の鑑識、犯罪心理、サイバー犯罪、会計監査の技法、医療紛争実務など、さまざまな分野に関する課程が盛り込まれている。⑤では、外国法律文書購読として米語、日本語、ドイツ語、フランス語の4クラスが設けられており国外へ目を向ける一方、国内の少数民族⁷に関する学習課程も組まれている。また、「品德教養之陶冶及司法倫理觀念之培養」として、法曹倫理もこの課程の中に含まれている。

上記の5課程は次の第1～4段階に分かれて実施され、概略は以下の通りである。

| 研修段階 | 研修期間 | 研修場所 |
|------|------|---------------|
| 第1段階 | 6ヶ月 | 司法官訓練所及び各行政機関 |
| 第2段階 | 6ヶ月 | 司法官訓練所 |
| 第3段階 | 11ヶ月 | 各裁判所及び各検察庁 |
| 第4段階 | 1ヶ月 | 司法官訓練所 |

上記研修期間は、司法官訓練委員会第52回会議の議決により修正が加えられ、2004年8月から入所する45期生から適用されたものである。従来は、第1段階5ヶ月、第2段階7ヶ月、第3段階10.5ヶ月、第4段階1.5ヶ月であったものが、訓練所における学習期間を減らし、行政機関、裁判所、検察庁などでの実務研修を増やすこととなった。

第1段階で興味深いのは、訓練所でのオリエンテーション及び基礎講習を4週ほど行った後、実習として、各行政機関や国営企業へ配属されることである。この段階ではまだ法曹としての実務教育をほとんど受けておらず、したがって大まかな行政手続きや特定の法律・

7 先住民族として阿美（アミ）族、泰雅（アユタル）族、排灣（バイワン）族など10数の民族があり、総人口の約2%を占めている。大多数を占める漢族も蒋介石率いる国民党が入ってくる以前から居住していた人々（本省人）と国民党系の人々（外省人）に大別され、前者は福建及び広東出身で、福建語や客家語を母語とし、後者は北京語を母語とする者が多い。したがって民族・文化・言語に対する配慮が重要となる。

規則などの概要を理解するということが目的と考えられる。第2段階では、先に挙げた法律実務課程、法律理論課程、補助課程、一般課程の授業が組み込まれている。第2段階が日本の旧来の修習システムでいうところの前期修習、第3段階が実務修習にあたる。最終段階は1ヶ月と短くなっており、修習の総仕上げが行われるとともに、修了後に判事、検事のいずれになるかにより「専門分化訓練」が行われる。

V 国際交流

中国本土との関係で、台湾が特殊な政治情勢にあるということと無関係ではないと考えられるが、司法官訓練所のカリキュラムには海外を意識したものが少なくない。それは、一般課程の中に選択科目としてではあるが、外国法律文書購読が設けられていることだけでなく、図書室の英書・和書などの雑誌文献やリーガル・データベースの収集などから伺える。

米国や日本の情報について、修習生の関心は大きいといえる。近代における「西欧法の継受」という観点から述べるなら、学問的にドイツ法学の影響も色濃い⁸。任官後数年の若手司法官については海外、特に米国ロー・スクールへの留学プログラムも用意されている。その一方で、海外の司法機関や学術機関への協力にも積極的であり、例えば、モンゴルの検察官研修コースが同訓練所に設けられているほか、仏国・国立司法学院（ENM）や日本・早稲田大学大学院法務研究科と協定を結んでいる。

VI おわりに

台湾においても米国ロー・スクールの動静

8 例えば、国立台湾大学法律学院の専任教授中21名中、ドイツの大学での法学博士号取得者は9名にのぼり、次いで米国の6名、日本の4名となっている。

や日本の法科大学院の創立をにらみ、法曹養成改革に関する関係者の意識が高まっているといえる。懸案事項は、法曹一元化をいかに実現するかであり、現行の司法官訓練所による司法官に対する修習と弁護士の修習を分けたシステムには批判が多い。これを統合し、弁護士の修習をより充実させることが望まれているが、国費との関係（日本では修習生に対する給付を廃止する方向にある）、修習期間（日本では新司法試験合格者に対しては現行の1年半から1年にする方向にある）、司法官訓練所と弁護士会の協力関係、など課題が多い。

より多様なバックグラウンドから法曹になる者を増やそうという試みは大学レベルで行われている。代表的な例としては、国立台湾大学法律学院が従来の法律学系とは別に、2004年より科際整合法律學研究所（英名：Graduate Institute of Interdisciplinary Legal Studies）を成立したことが挙げられる。法律以外の学士号取得者が対象となり、修了すると法学「碩士」（修士）の学位が与えられる。ただし、修了に必要な単位数96単位の内、50単位が憲・民・刑など基本6法に宛てられており、日本の法科大学院に見られるような法律実務基礎科目（裁判実務やクリニック、エクスターンなどの臨床教育科目）を重視するカリキュラムには必ずしもなっていない。

以上、台湾の法曹養成として、司法官訓練所における修習についてレポートした。米、独、日3国の影響を強く受けながら、今後どのような展開をしてゆくのか、興味深いところである。

以上